

国の出先機関等の施設における救命活動に関する調査

－ A E D を中心として －

【調査結果に基づく所見表示に対する改善措置状況】

関東管区行政評価局は、救命活動の一層の普及・定着の観点から、国の出先機関、特殊法人、民間事業者等における救命講習等の実施状況やAED(自動体外式除細動器)の維持管理等の他機関の参考となる取組を重点に調査し、AEDの日常点検に関して一部機関で改善が必要な事項がみられたため、平成30年12月14日、関係機関に対し改善通知しました。

この度、関係機関から改善措置状況についての回答がありましたので、その概要を公表します。

【本件照会先】総務省 関東管区行政評価局
第1評価監視官 阿藤 英行 電話:048(600)2319

※ 結果報告書等は、総務省関東管区行政評価局ホームページに掲載しています。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>

改善所見

調査日現在※で日常点検の実施を確認できない3機関
(東京国税局豊島税務署、埼玉労働局大宮公共職業安定所、関東運輸局埼玉運輸支局)

※ 調査実施時期：平成30年8月～11月

関係行政機関は、救命処置時にAEDが正常に動作しない事態を防ぐため、平成21年厚労省通知等を再確認し、日常点検を実施している機関等を参考に、各々の下部機関が日常点検を確実に実施できる仕組みを設ける等の措置をとる必要がある。

(参考) AEDの設置者等が行うべき事項等について(平成21年厚労省通知 概要)

- i 日常点検の実施
AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認
- ii 表示ラベルによる消耗品の管理
AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施

改善措置状況

埼玉労働局(大宮公共職業安定所)

- 管内労働基準監督署及び公共職業安定所に対し、平成31年3月1日付けで事務連絡を発出、AEDの日常点検の確実な実施を再徹底。各署等において常勤職員が輪番制で日常行っている温室効果ガス削減対策のチェックで活用しているチェック表の項目に新たにAEDのインジケータチェック欄を追加(埼玉労働局)
- 上記通知に基づき、日常点検及び記録を実施(大宮公共職業安定所)

関東運輸局(埼玉運輸支局)

- 管内支局及び事務所に対し、平成31年2月22日付けで事務連絡を発出、AEDの日常点検の確実な実施を再徹底。「AED日常点検チェックリスト」を示し、総務担当者等が日常点検を実施するよう指示(関東運輸局)
- 当局の所見通知後、関東運輸局から口頭で日常点検の実施について指導を受け、総務担当者を点検担当者として日常点検及び記録を実施(埼玉運輸支局)

東京国税局(豊島税務署)

- 管内税務署に対し、平成31年1月30日付けで事務連絡を発出、既存の日常点検の仕組みに基づくAEDの適切な管理を改めて指示。あわせて、局内報による日常点検及び記録の実施を周知(東京国税局)
- 再発防止の観点から、管理責任者の人事異動に当たっては、是正措置の確実な引継ぎを指示(東京国税局)
- 当局調査日の翌月から、日常点検及び記録を実施(豊島税務署)

別添

国の出先機関等の施設における救命活動に関する調査－AEDを中心として－の結果に基づく所見表示・回答対照表

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成30年8月～11月
- 2 調査対象機関等：さいたま地方法務局（所沢支局）、東京入国管理局（横浜支局）、東京国税局（豊島税務署）、関東信越国税局（川口税務署）、埼玉労働局（大宮公共職業安定所）、関東地方整備局（国営武蔵丘陵森林公園）、関東運輸局（埼玉運輸支局）、独立行政法人等5、民間事業者4、地方公共団体3

【通知日及び通知先】 平成30年12月14日 東京国税局、埼玉労働局、関東運輸局

【回答年月日】 平成31年1月30日（東京国税局）、平成31年3月1日（埼玉労働局）、平成31年2月28日（関東運輸局）

所見表示	改善措置状況（回答）
<p>【AEDに係る日常点検の実施状況】</p> <p>関係行政機関は、救命処置時にAEDが正常に動作しない事態を防ぐため、平成21年厚労省通知等を再確認し、日常点検を実施している機関等を参考に、各々の下部機関が日常点検を確実に実施できる仕組みを設ける等の措置をとる必要がある。</p>	<p>【AEDに係る日常点検の実施状況】</p> <p>東京国税局、埼玉労働局及び関東運輸局は、総務省関東管区行政評価局からの所見通知（平成30年12月14日付け関東評第68号）を踏まえ、次の措置を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none">1 東京国税局 東京国税局においては、管内の全ての施設にAEDを設置した際に関係通達を整備し、適切な管理を指示しているところである。 当該関係通達において、日々の点検及びその結果の記録を義務付けていたところであるが、関東管区行政評価局の調査において、適切な日常点検の実施について指摘を受けた豊島税務署では、調査日の翌月の平成30年10月から管理責任者

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
	<p>である総務課長が、点検担当者を指名し、日々の点検及びその結果の記録を確実に実施している。</p> <p>また、今回の改善所見を受け、管内の税務署に対し、平成30年12月25日付けで『厚生通信（平成31年1月分）』にてAEDに関して日々の点検及び結果の記録を指示するとともに、平成31年1月30日付けで厚生課長から各税務署長に対して事務連絡にて適切な管理を指示した。</p> <p>なお、再発防止の観点から、平成31年1月30日付け事務連絡にて、人事異動期において、管理責任者である総務課長が配置換となる場合には、上記の是正措置の引継を確実にを行うよう指示した。</p> <p>2 埼玉労働局</p> <p>埼玉労働局は、今回、総務省関東管区行政評価局からの指摘を踏まえ、平成31年3月1日付け事務連絡「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」を发出し、埼玉労働局総務部長から管内の労働基準監督署及び公共職業安定所の長に対し、AEDの日常点検の確実な実施を再徹底した。</p> <p>当該通知の中で、現在、各署等において常勤職員が輪番制で日常行っている温室効果ガス削減対策のチェックで活用しているチェック表の項目に、新たにAEDのインジケータチェック欄を追加し、平成31年3月から点検担当者（常勤職員が輪番制で対応）がAEDの日常点検をすることを指示した。</p> <p>なお、調査日時点で日常点検の実施を確認できないと指摘のあった大宮公共職業安定所については、上記の通知により指導を行ったことにより日常点検を実施している。</p> <p>3 関東運輸局</p> <p>関東運輸局は、今回、総務省関東管区行政評価局からの指摘を踏まえ、平成31</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
	<p>年2月22日付け事務連絡「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理の実施等について」を発出し、関東運輸局総務課長から管内支局及び事務所に対し、AEDの日常点検の確実な実施を再徹底した。</p> <p>日常点検の結果については、毎日の確認者名が記載できる「AED日常点検チェックリスト」を示し、日常点検が確実に行えるようにした。</p> <p>なお、上記事務連絡に基づき管内支局及び事務所に対して、総務担当者等が日常点検の確実な実施をするように周知した。</p> <p>また、調査日時点で日常点検の実施を確認できないと指摘のあった埼玉運輸支局については、総務省関東管区行政評価局の所見通知後、平成30年12月中に、口頭で日常点検の実施について指導し、31年1月から総務担当者を点検担当者として日常点検を行わせた。</p> <p>さらに、平成31年2月21日に、上記事務連絡で示した、毎日の点検結果が記載可能な「AED日常点検チェックリスト」により、毎日点検するように口頭で指導し、同年2月22日以降実施している。</p>